



茨城県特別職報酬等審議会 第1回資料

令和8年1月26日
茨城県総務部人事課

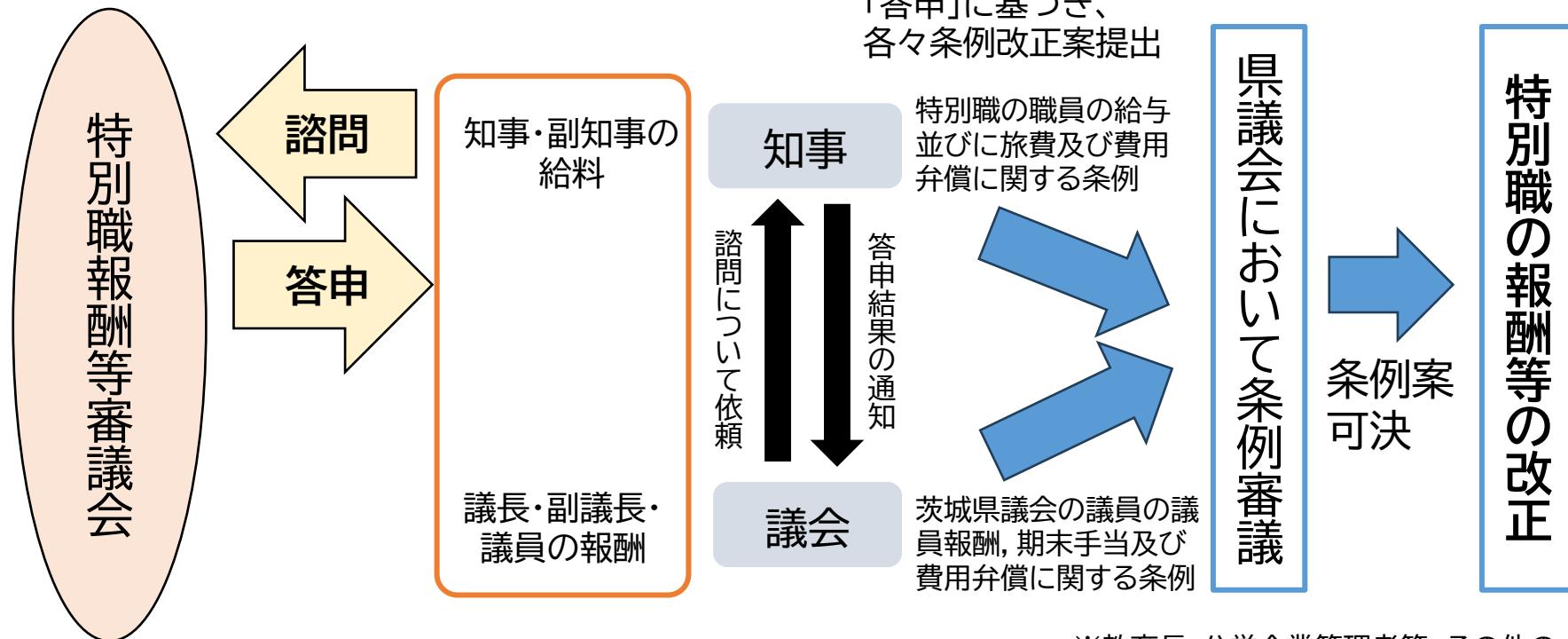
資料目次



1	特別職報酬等審議会の役割·····	3
2(1)	特別職の報酬(給料)の現況·····	4
(2)	特別職の報酬(給料)の全国順位·····	5
(3)	特別職の報酬(給料)の改定経過·····	6
3(1)	国特別職(大臣政務官)の俸給改定状況·····	7
(2)	県一般職の給料改定状況·····	8
(3)	県一般職役付(4級)以上の給料改定状況·····	9
4(1)	特別職の報酬(給料)減額措置の状況·····	10
(2)	知事の給料減額措置の状況·····	11
5(1)	他団体における近年の改定状況·····	12
(2)	他団体における知事給料の直近改定年·····	13
6(1)	財政力指数·····	14
(2)	1人当たり県民所得·····	15
(3)	1人当たり県民雇用者報酬·····	16
(4)	給与増減率と物価変動率·····	17



1 特別職報酬等審議会の役割



※教育長・公営企業管理者等、その他の特別職は知事等の内容を踏まえ改正

○茨城県行政組織条例【抜粋】

(設置及び担任事項)

第22条 知事(教育委員会の付属機関にあつては、教育委員会。以下この章(第26条の2第1項を除く。)において同じ。)の求めに応じ、調停、審査、審議、調査等を行うため、県に別表の左欄に掲げる付属機関を置く。

附 屬 機 関 名	担 任 事 項
茨城県特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額の改定について審議すること。

2(1) 特別職の報酬(給料)の現況



(単位:千円)

職	給料(報酬)				期末手当	年収
	月額 (A)	全国 順位 (R7.4時点)	知事 較差率	年額 (A×12)		
知事	1,340	11	—	16,080	6,801	22,881
副知事	1,080	9	80%	12,960	5,481	18,441
議長	1,010	17	75%	12,120	5,126	17,246
副議長	900	17	67%	10,800	4,568	15,368
議員	850	14	63%	10,200	4,314	14,514

※ 期末手当には、管理・監督加算(25%)及び職務段階別加算(20%)を含む。

2(2) 特別職の報酬(給料)の全国順位



(R7.4時点、全国上位20団体、単位:千円)

知事		副知事		議長		副議長		議員	
1 大阪	1,520	1 東京	1,205	1 東京	1,288	1 東京	1,162	1 東京	1,036
2 東京	1,476	2 神奈川	1,160	2 愛知	1,237	2 愛知	1,088	2 愛知	999
3 神奈川	1,450	3 埼玉	1,134	3 神奈川	1,200	3 神奈川	1,080	3 神奈川	970
4 埼玉	1,420	4 愛知	1,118	4 大阪	1,170	4 北海道	1,040	4 京都	960
5 愛知	1,411	5 千葉	1,110	5 北海道	1,160	5 京都	1,030	5 大阪	930
6 千葉	1,390	6 静岡	1,102	6 埼玉	1,144	5 大阪	1,030	6 埼玉	927
7 広島	1,389	7 北海道	1,100	7 京都	1,120	7 埼玉	1,016	7 広島	901
8 北海道	1,380	8 広島	1,091	8 広島	1,113	8 兵庫	985	8 北海道	900
9 福岡	1,350	9 茨城	1,080	9 千葉	1,110	9 福岡	980	9 福岡	890
10 静岡	1,349	9 福岡	1,080	9 福岡	1,110	10 千葉	970	10 千葉	880
11 茨城	1,340	11 群馬	1,060	11 兵庫	1,080	11 広島	964	10 兵庫	880
11 宮城	1,340	11 岐阜	1,060	12 静岡	1,061	12 静岡	937	12 静岡	865
11 岐阜	1,340	13 大阪	1,050	13 宮城	1,040	13 宮城	930	13 宮城	860
11 兵庫	1,340	13 兵庫	1,050	14 三重	1,036	14 群馬	920	14 茨城	850
15 福島	1,320	15 宮城	1,040	15 滋賀	1,030	14 岐阜	920	14 岐阜	850
15 滋賀	1,320	16 福島	1,030	16 岐阜	1,020	16 三重	914	16 三重	843
15 愛媛	1,320	16 滋賀	1,030	17 茨城	1,010	17 茨城	900	17 滋賀	840
18 群馬	1,310	18 三重	1,025	17 福島	1,010	17 福島	900	17 岡山	840
18 香川	1,310	19 京都	1,023	19 新潟	1,008	17 栃木	900	17 山口	840
20 (6団体)	1,300	20 (5団体)	1,020	20 岡山	1,000	17 滋賀	900	20 (3団体)	830
						17 岡山	900		
全国平均	1,306	全国平均	1,023	全国平均	1,015	全国平均	907	全国平均	835



2(3) 特別職の報酬(給料)の改定経過

【審議会の開催状況】

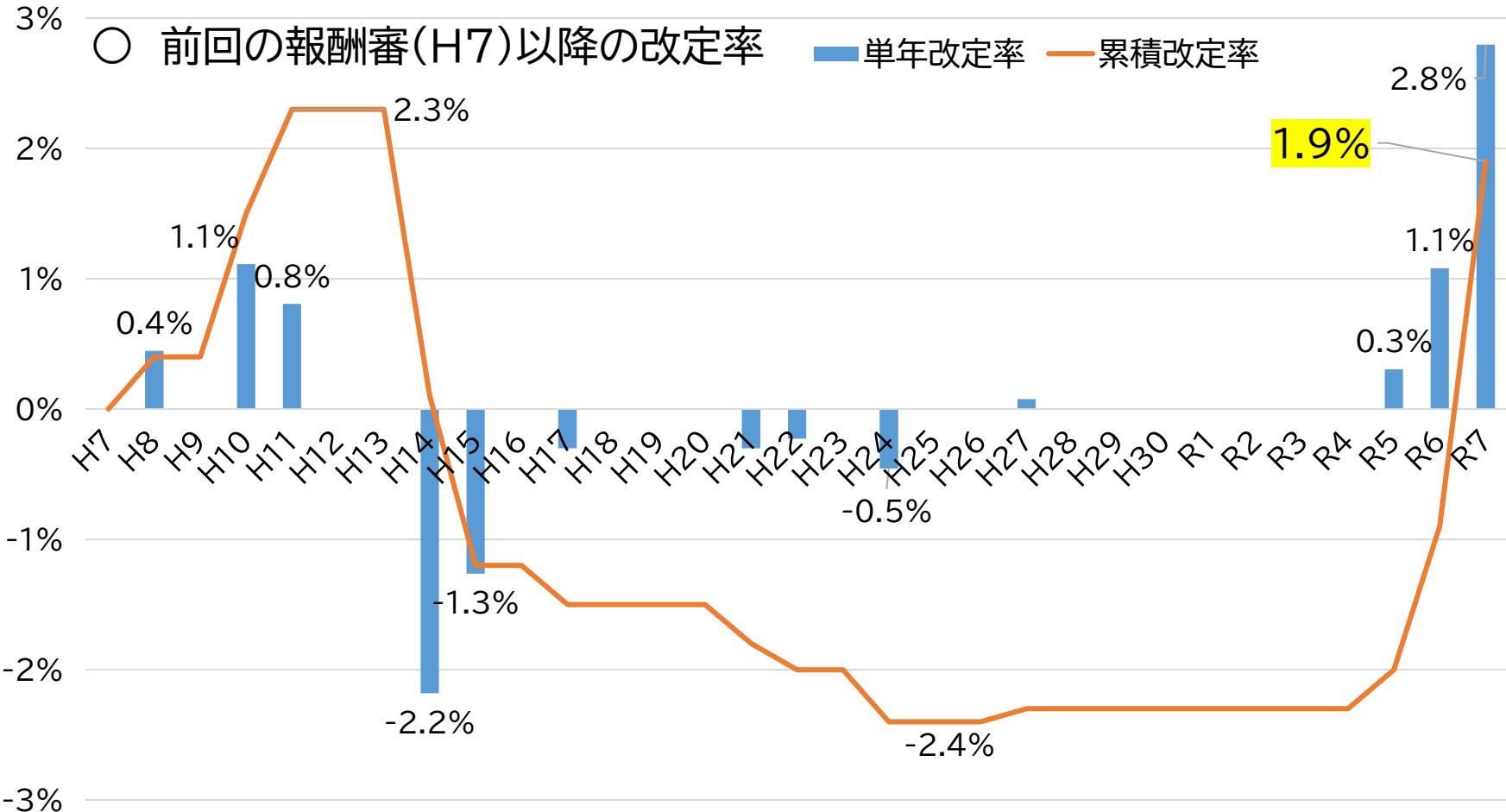
- 平成6年度までは、概ね2年ごとに審議会を開催していたが、その後、一般職の改定幅が小幅であったことや、給与減額措置を実施したことから開催を見送っており、今回が約30年ぶりの開催となる。

○ 過去の特別職の報酬(給料)改定の推移

(単位:千円)

職 改定時期	知事			副知事			議長			副議長			議員			一般職 改定率
	月額	改定額	改定率	月額	改定額	改定率	月額	改定額	改定率	月額	改定額	改定率	月額	改定額	改定率	
S42.7.1	250	63	34%	185	31	20%	170	30	21%	150	30	25%	130	30	30%	
S44.10.1	310	60	24%	240	55	30%	220	50	29%	195	45	30%	170	40	31%	28%
S46.10.1	400	90	29%	300	60	25%	280	60	27%	250	55	28%	220	50	29%	25%
S48.9.1	500	100	25%	400	100	33%	360	80	29%	310	60	24%	290	70	32%	27%
S49.10.1	640	140	28%	510	110	28%	460	100	28%	400	90	29%	370	80	28%	30%
S52.1.1	730	90	14%	590	80	16%	550	90	20%	490	90	23%	450	80	22%	18%
S54.4.1	810	80	11%	650	60	10%	610	60	11%	540	50	10%	500	50	11%	11%
S56.4.1	880	70	9%	710	60	9%	670	60	10%	590	50	9%	550	50	10%	8%
S60.4.1	970	90	10%	780	70	10%	740	70	10%	650	60	10%	610	60	11%	11%
S63.1.1	1,060	90	9%	850	70	9%	810	70	10%	710	60	9%	670	60	10%	9%
H2.7.1	1,130	70	7%	900	50	6%	860	50	6%	760	50	7%	710	40	6%	6%
H4.7.1	1,240	110	10%	970	70	8%	930	70	8%	820	60	8%	780	70	10%	7%
H7.4.1	1,340	100	8%	1,080	110	11%	1,010	80	9%	900	80	10%	850	70	9%	6%

3(1) 国特別職(大臣政務官)の俸給改定状況



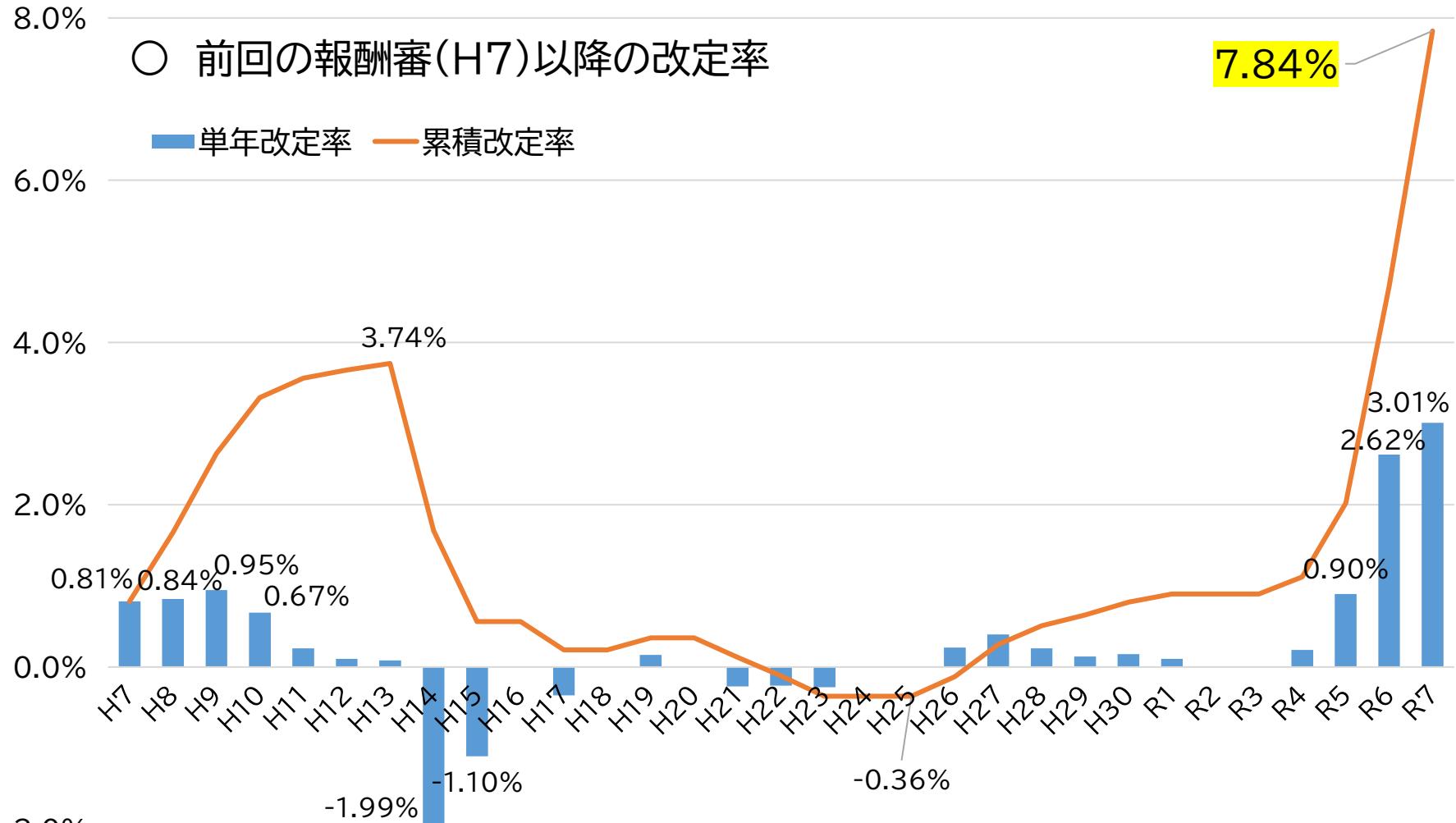
→ 一時期のマイナス改定の影響により、R6までの累積改定率はマイナスであったが、本年度の大幅なプラス改定により、R7(改定後)は+1.9%のプラスとなった。

※ R6は付則において、実際の俸給額は引き上げず据置とされたところ。

※ 改定率の算定に当たっては、H18の給与構造改革(給料水準平均約▲5%、地域手当+3%)、H27の総合的見直し(給料表平均約▲2%、地域手当+3%)については影響がないものとした。

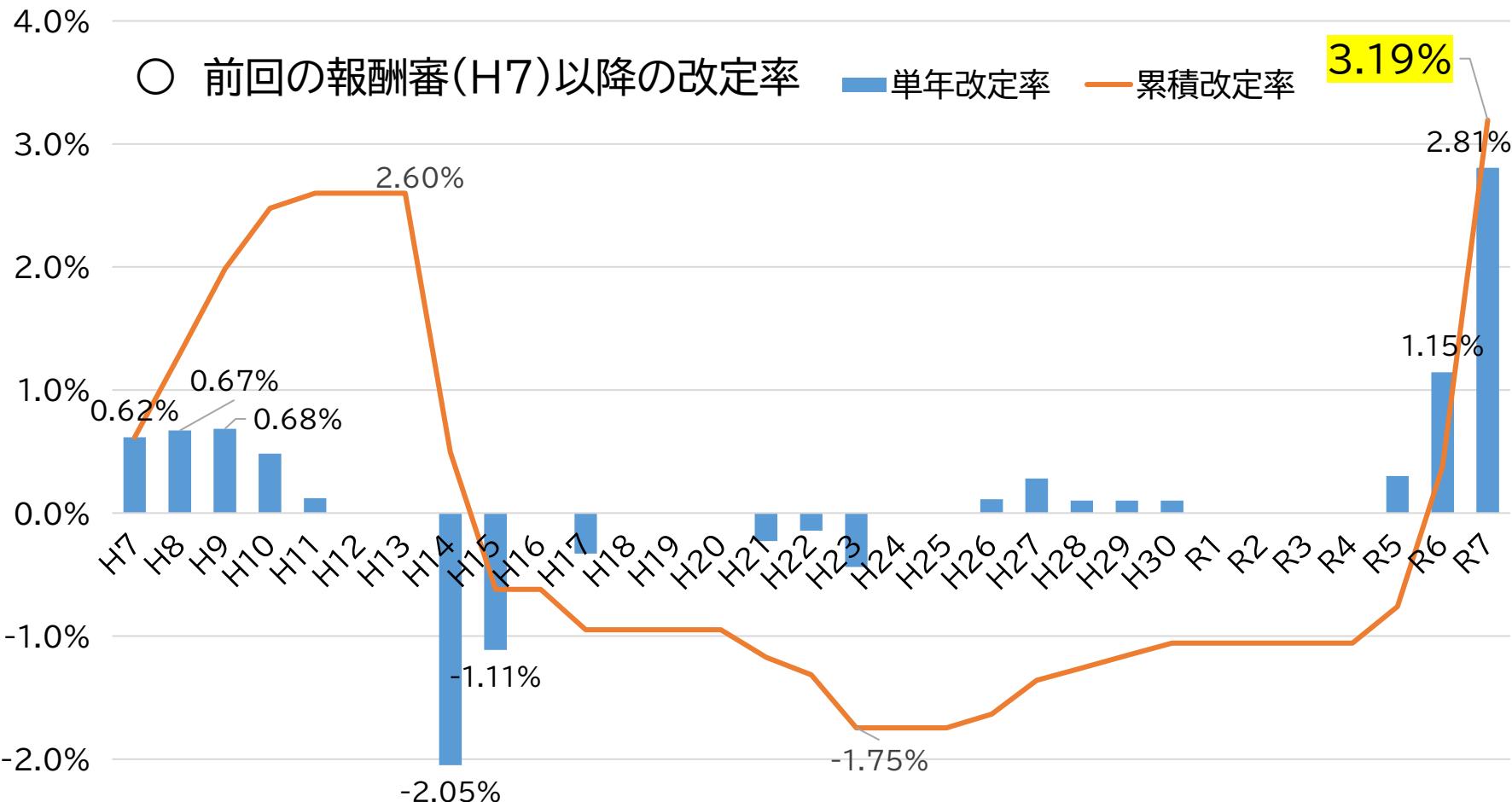


3(2) 県一般職の給料改定状況



→ 一時期のマイナス改定の影響により、R3までの累積改定率は1%以内であったが、その後、4年連続のプラス改定により、R7(改定後)は+7.84%と大幅なプラスになっている。

3(3) 県一般職役付(4級)以上の給料改定状況



→ 一時期のマイナス改定の影響により、R5までの累積改定率はマイナスであったが、R6・R7の大幅なプラス改定により、R7(改定後)は+3.19%のプラスになっている。



4(1) 特別職の報酬(給料)減額措置の状況

- 国特別職の累積改定率がマイナスの時期を中心に、給料減額措置を実施
- 財政状況を踏まえた給料減額措置の推移(H7以降)

		H11.10 H13.4	H13.9 H14.12	H13.11 H14.12	H15.4	H18.12 H19.4	H22.12
知事		▲10%◊	▲10%		▲10%		▲20%◊
副知事		▲5%◊	▲5%		▲5%		▲15%◊
議長		▲10%◊	▲10%	▲10%		▲10%	
副議長		▲5%◊	▲5%	▲5%		▲5%	
議員		▲5%◊	▲5%	▲3%		▲4%	
		H23.4 H25.4	H25.7 H26.4	H28.4 H29.1	H30.3 H31.1	R2.7 R3.4	R7.4
知事		▲20%◊	▲25%	▲20%	▲15%		▲20%
副知事		▲15%◊	▲20%	▲15%	▲10%		
議長		▲15%◊		▲10万円◊		▲5万円	
副議長		▲12%◊		▲10万円◊		▲5万円	
議員		▲10%◊		▲10万円◊		▲5万円	

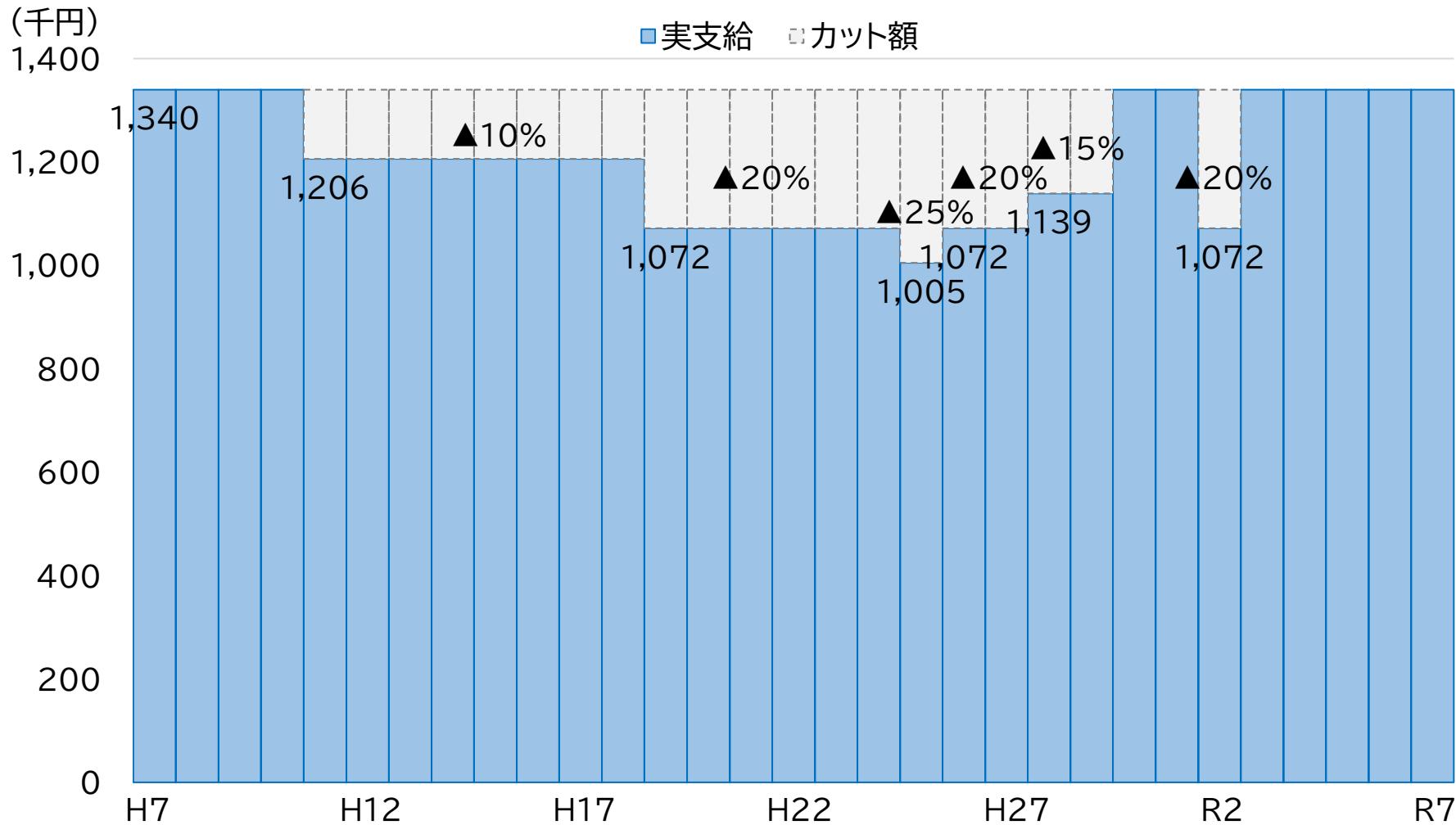
※表中の◊は期末手当のカットを伴う

※このほかに引責に伴うカット等の期間あり



4(2) 知事の給料減額措置の状況

- 財政状況を踏まえた知事の給料減額措置の推移(H7以降)



※各年度における最大の減額率を踏まえた給与月額を示す
※このほかに引責に伴うカット等の期間あり



5(1) 他団体における近年の改定状況

- 近年一般職の引上げと併せて、特別職の改定を行う団体が増加

- 直近5年に報酬改定を行った他団体の状況(いずれも引上げ改定)

年度	改定団体		平均改定率
R3	なし		
R4	なし		
R5	1団体	鳥取	1%
R6	4団体	東京、新潟、鳥取、大分	1%
R7	11団体	岩手、宮城、東京、新潟、静岡、愛知、三重、滋賀、鳥取、島根、香川	3%



5(2) 他団体における知事給料の直近改定年

()内は改定率

年	増額	減額
H4	北海道(+10%)	
H5	千葉(+11%)	
	神奈川(+7%)	
	富山(+11%)	
	福井(+11%)	
	福岡(+12%)	
H6	石川(+11%)	
	岐阜(+12%)	
H7	茨城(+8%)	
H8	福島(+2%)	
	愛媛(+11%)	
H9	徳島(+3%)	
H10		
H11		
H12		
H13		
H14	広島(+3%)	
H15		
H16		
H17		
H18		埼玉(▲1%)、京都(▲7%)、 熊本(▲8%)
H19		秋田(▲5%)、和歌山(▲6%) 岡山(▲2%)、長崎(▲5%) 宮崎(▲5%)
H20		栃木(▲4%)、山口(▲2%)

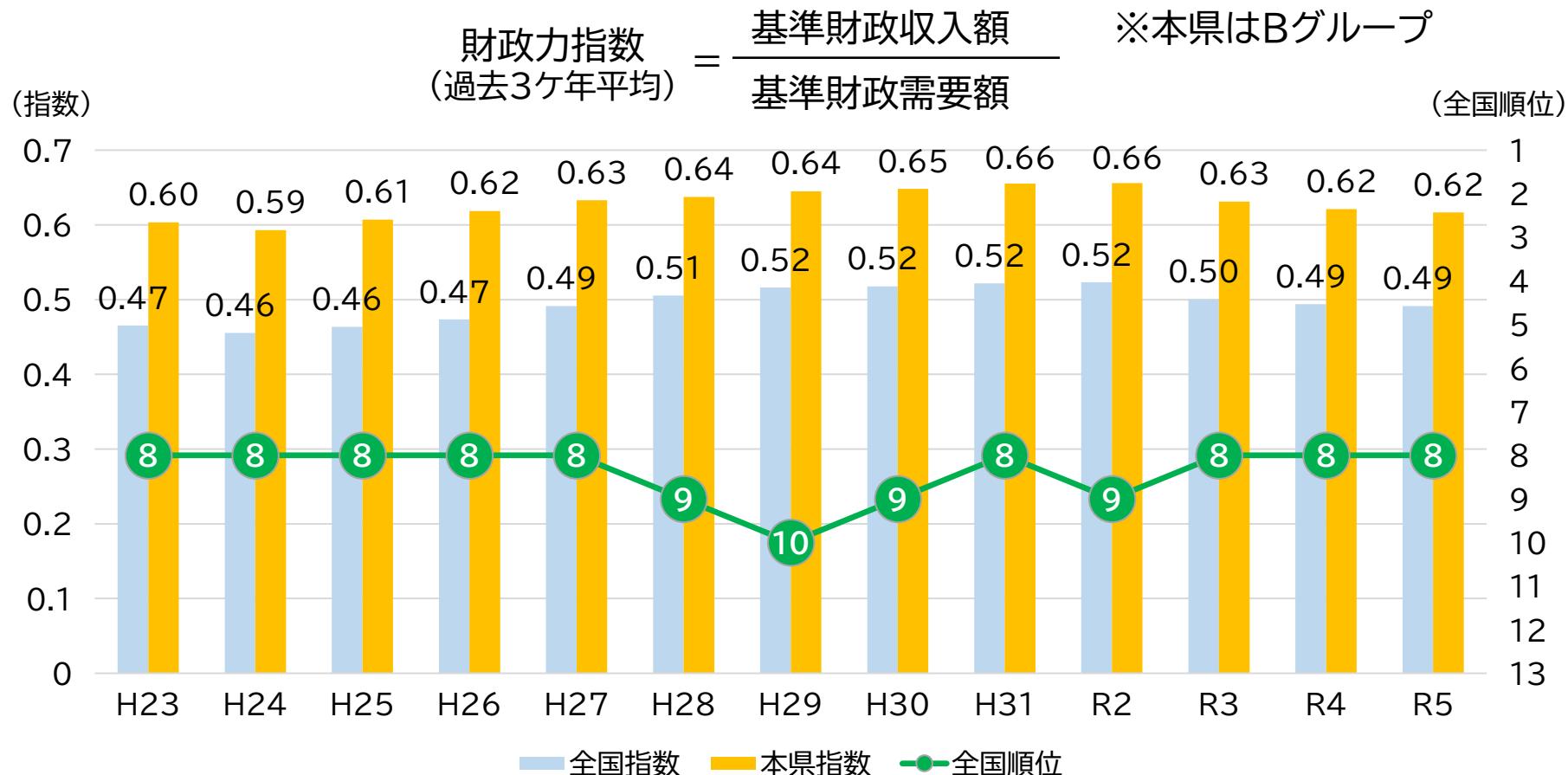
年	増額	減額
H21		
H22		群馬(▲2%)、高知(▲2%)
H23		山梨(▲1%)
H24		奈良(▲1%)、鹿児島(▲5%)
H25		兵庫(▲5%)、沖縄(▲1%)
H26		
H27		
H28	大阪(+16%)	
H29		
H30		青森(▲1%)
H31	山形(+1%)、長野(+1%) 佐賀(+6%)	
R2		
R3		
R4		
R5		
R6	大分(+1%)	
R7	岩手(+2%)、宮城(+2%) 東京(+1%)、新潟(+2%) 静岡(+4%)、愛知(+2%) 三重(+2%)、滋賀(+6%) 鳥取(+3%)、島根(+3%) 香川(+2%)	

※ 本年度審議会を開催した団体:13団体
 岩手、秋田、山形、栃木、東京、神奈川、新潟、
 山梨、愛知、三重、京都、鳥取、島根



6(1) 財政力指数

- 地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数。
- 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるということができる。



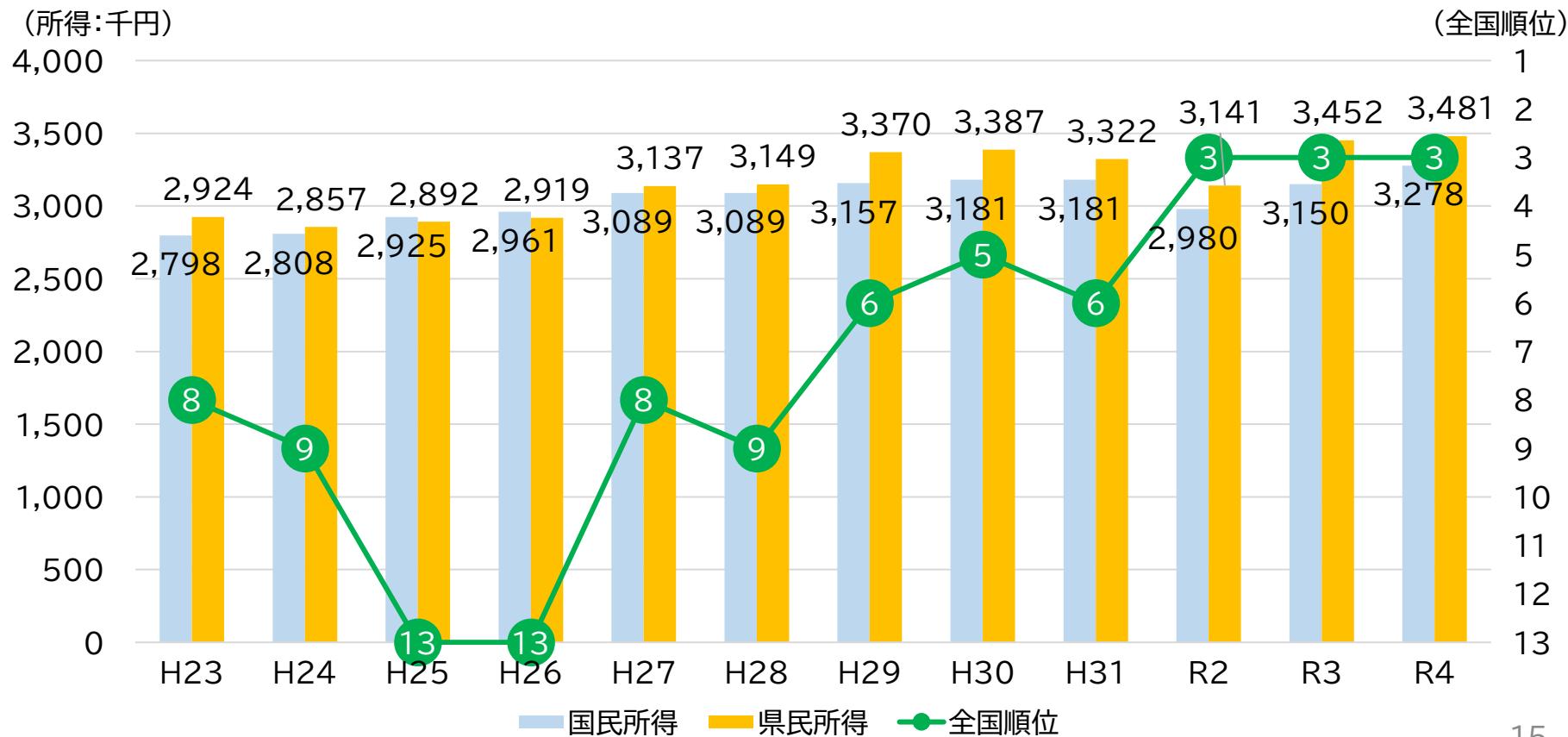


6(2) 1人当たり県民所得

○ 県民所得とは、給料や退職金などにあたる雇用者報酬、利子や賃貸料などの財産所得、会社や自営業の営業利益にあたる企業所得からなり、県民個人の所得（給与）だけではなく企業の利潤なども含んだ県民経済全体の所得を表すもの。

（参考）県民所得 = 雇用者報酬 + 財産所得 + 企業所得

1人当たり県民所得 = 県民所得／県内人口





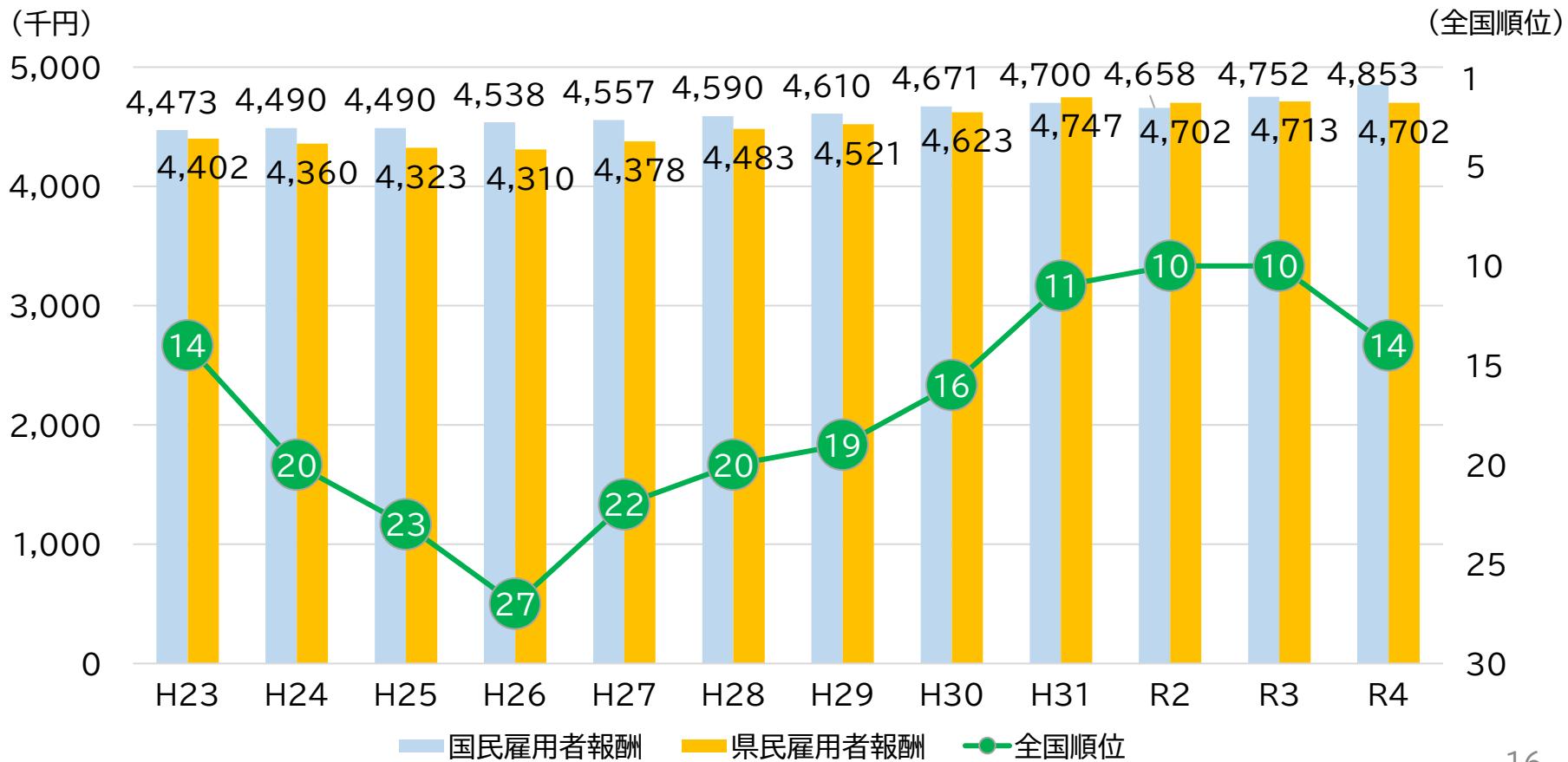
6(3) 1人当たり県民雇用者報酬

○ 県民雇用者報酬とは、県内に居住する雇用者が労働の報酬として、雇い主から受け取る一切の現金・給与を表す。

※ 自営業者の収入等は含まれない。

※ 社会保険料の事業主負担や年金基金への負担金を含む。

(参考) 1人当たり県民雇用者報酬＝県民雇用者報酬／県民雇用者数





6(4) 給料増減率と物価変動率

- 過去は給料が物価を上回る状況にあったが、近年、物価の伸びに給料が追い付いていない状態が続いている。

- 前回の報酬審(H7)以降の本県の勧告に伴う給料増減率と物価変動率の推移

(指数)

